

# 社会資本整備総合交付金等記載例

## 社会資本整備総合交付金の創設により認定基本計画の支援措置の記述が変わります

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 公園整備事業 [内容] ベンチ、植栽帯等の整備 [実施時期] 平成 年度	市	公園は…	[支援措置] まちづくり交付金 [実施時期] 平成 年度	

この記述が変更になります

### 注意事項

社会資本整備総合交付金(以下「新交付金」という。)の交付にあたっては、原則社会資本総合整備計画の作成が求められているところです。

ただし経過措置として、現に国に提出されている社会資本整備総合交付金交付要綱(以下「要綱」という。)第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの(以下「特定計画」という。)については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなされるところです。

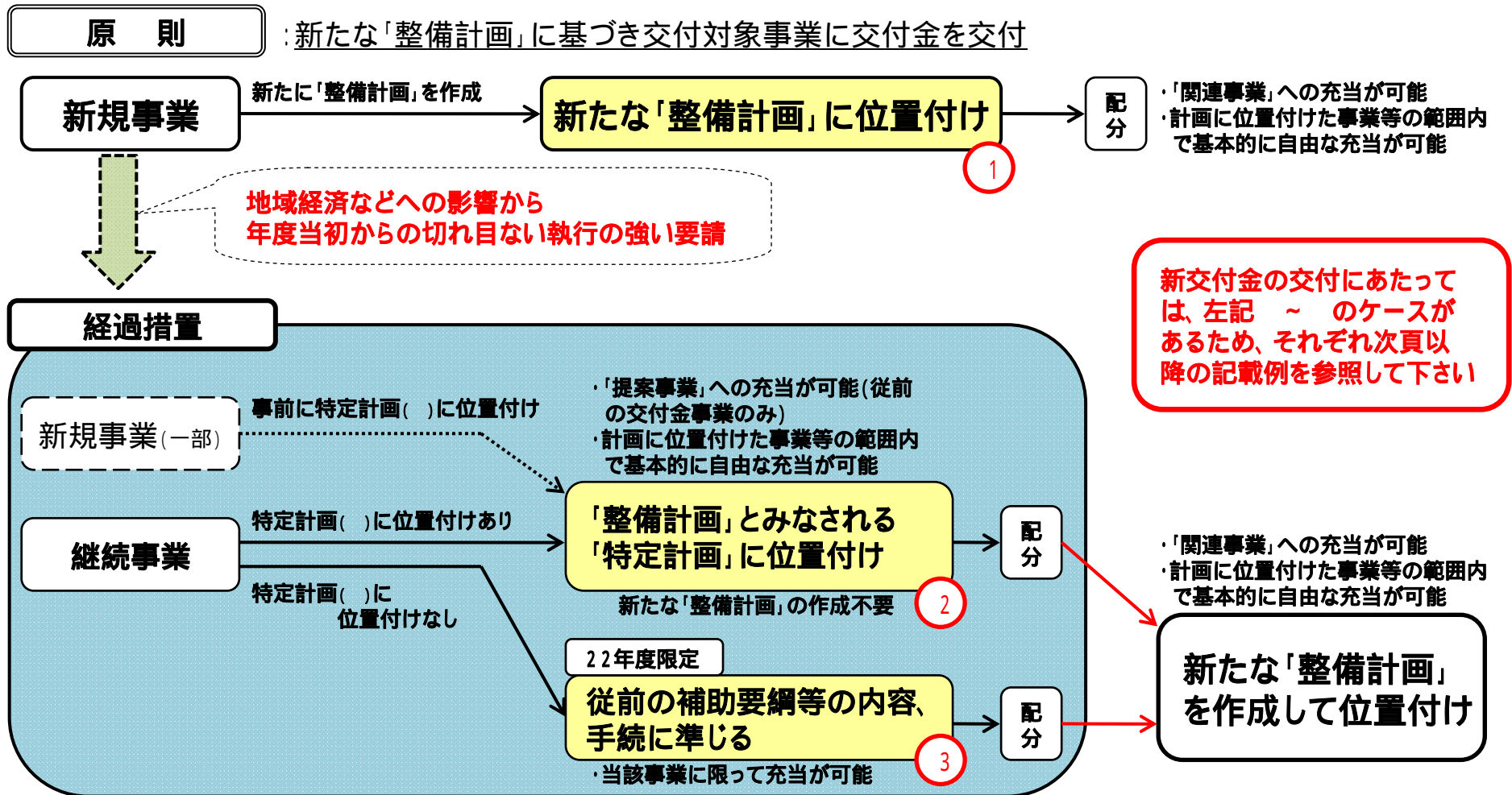
特定計画: 都市再生整備計画、地域住宅計画、広域活性化計画、みなと振興計画、地域活力基盤創造計画、都市公園等統合補助事業計画、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画、古都保存事業計画、緑地保全等事業計画、緑地環境整備事業計画、津波・高潮危機管理対策緊急事業計画、海岸耐震対策緊急事業計画、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画

また、社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業であって、平成22年度も継続して行おうとするもののうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、要綱第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金が交付できるとされているところです。

このため、支援措置の記述については、実施する事業がどの計画に位置付けられているか確認する必要がありますので、次頁の経過措置の適用例及び記載例 ～ を確認の上記載願います。

なお、地方公共団体向け及び地方公共団体以外向けで個別補助金として残されるものにつきましては、記載例 をご確認願います。

# 経過措置の適用について



( ) 特定計画：「整備計画」 (= 社会資本総合整備計画) の計画事項に相当する事項を含む下記の一定の計画

地域活力基盤創造計画、都市再生整備計画、地域住宅計画、広域的な地域活性化基盤整備計画、みなと振興計画、都市公園等統合補助事業計画、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画、古都保存事業計画、緑地保全等事業計画、緑地環境整備事業計画、津波・高潮危機管理対策緊急事業計画、海岸耐震対策緊急事業計画、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画

(参考) 「整備計画」の計画事項

- ・計画の名称 / 計画の目標 / 計画の期間
- ・計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- ・計画の期間における交付対象事業の全体事業費
- ・交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

「関連事業」：関連社会資本整備事業及び効果促進事業  
「提案事業」：地方公共団体が提案する事業又は事務 (従前の交付金制度)

## 記載例 : 経過措置の対象とならない新規事業の場合

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 整備事業</p> <p>[内容]</p> <p>[実施時期] 平成 年度</p> <p>整備計画上の事業名等を記載 ・事業名 ・事業内容(延長・面積等) ・事業実施期間</p>	<p>市</p> <p>整備計画上の事業者を記載 ・自治体の場合は自治体名 ・自治体以外の場合はその者の名称 ・複数の場合は複数名をそれぞれ記載</p>	<p>通りと 商店街を結ぶ・・・</p>	<p>[支援措置] まちづくり交付金</p> <p>基幹事業の記載例 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)</p> <p>関連事業(関連社会資本整備事業・効果促進事業)の記載例 社会資本整備総合交付金 ( 事業と一体の関連社会資本整備事業)</p> <p>[実施時期] 平成 年度</p> <p>整備計画上の事業実施期間を記載</p>	

### 支援措置の記述について

#### 基幹事業の場合

- ・ 整備計画上の基幹事業に係る事業名を括弧書きで記述します。

#### 関連事業の場合

- ・ 関連事業がどの基幹事業と一体的に実施されるのかわかるように記述します。

社会資本整備総合交付金の交付要綱等は下記URLを参考にして下さい。

[http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_000899.htm](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000899.htm)

## 記載例 : 特定計画の場合

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 整備事業</p> <p>[内容]</p> <p>[実施時期] 平成 年度</p> <p>特定計画上の事業名等を記載 ・事業名 ・事業内容(延長・面積等) ・事業実施期間</p>	<p>市</p> <p>特定計画上の事業者を記載 ・自治体の場合は自治体名 ・自治体以外の場合はその者の名称 ・複数の場合は複数名をそれぞれ記載</p>	<p>通りと 商店街を結ぶ・・・</p>	<p>[支援措置] まちづくり交付金</p> <p>特定計画の計画名を記載 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>[実施時期] 平成 年度</p> <p>整備計画上の事業実施期間を記載</p>	

### 支援措置の記述について

- ・ 特定計画に位置付けられている事業の場合、社会資本整備総合交付金交付要綱第15第1項に基づき同計画期間内に限り、同計画の提出をもって整備計画とみなされることです。
- ・ 基幹事業及び関連事業は、整備計画上の対象事業であるため、特定計画上ではそのような区分けはされていません。
- ・ よって、支援措置には特定計画の計画名を記述します。
- ・ なお、今後特定計画から整備計画に位置付け直す場合は、記載要領 と同じ記述になるのでご注意ください。

## 記載例 : 従前の補助要綱等に準じる場合

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 整備事業 [内容] [実施時期] 平成 年度	市	通りと 商店街を結ぶ・・・	[支援措置] 暮らし・にぎわい再生事業  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             基幹事業名を記載              ・社会資本整備総合交付金              (暮らし・にぎわい再生事業)           </div> [実施時期] 平成 年度	

### 支援措置の記述について

- ・ 従前の補助要綱等の内容、手続に準じる場合は、平成22年度限りの経過措置であることから、早々に整備計画への位置づけが必要となってくるところです。
- ・ また、本経過措置の適用を受ける事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱第15第2項により基幹事業に該当するものに限るとしていることから、当該事業が社会資本整備総合交付金交付要綱附属の基幹事業のどの個別事業に該当するか確認し、記載例 同様基幹事業の扱いに準じ記述して下さい。

## 記載例 : 個別補助金で残る場合

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 整備事業 [内容] [実施時期] 平成 年度	独立行政法人都市再生機構	通りと 商店街を結ぶ・・・	[支援措置] 暮らし・にぎわい再生事業 [実施時期] 平成 年度	当該事業名を記載 ・暮らし・にぎわい再生事業

### 個別補助金として残すもの

#### 地方公共団体向け

- ・ 過年度の国庫債務負担行為の歳出分及び補助率差額。
- ・ 特に規模が大きな事業であって国が個別に助成の有無を判断すべきもの(空港、地域高規格道路、ダム、大型岸壁等の整備)。
- ・ 事前に計画しておくことが困難な災害対応のための経費。
- ・ 家賃補助、調査費補助、国有資産所在市町村交付金等社会資本整備のための補助金ではないもの等。

#### 地方公共団体以外向け

- ・ 独立行政法人都市再生機構、中心市街地活性化協議会等 向けの補助制度。

#### 支援措置の記述について

- ・ 個別補助金の補助を受ける事業や国の直轄事業として実施している事業については、上記記載例のとおり当該事業名を記載して下さい。
- ・ 実施する事業が、社会資本整備総合交付金の交付によるものか、個別補助金によるものか不明な場合は、お手数ですが、各地方整備局等の事業担当課までお問い合わせ下さい。